

設計委託業務特記仕様書

- 1 業務名 伊勢遺跡（遺構展示施設・管理棟、展望施設）整備に係る実施設計業務
- 2 履行期間 契約締結日から令和3年3月30日まで
- 3 種別 遺構展示施設の**新築**・増築・改築
（管理棟・展望施設含む）
- 4 建築予定場所 守山市伊勢町地先他
- 5 区域区分等 都市計画法第7条の区域区分 市街化区域
第8条の地域地区 第1種住居地域
その他 文化財保護法（昭和25年法律第214号）
の規定による史跡指定地域
- 6 設計目的 史跡伊勢遺跡を保存・活用、遺跡のガイダンスや活用事および地域の交流拠点となる施設建設にかかる実施設計を行う。史跡公園および遺構展示施設の維持管理のための管理棟、遺跡のガイダンスや活用事業の拠点となる展望施設にかかる実施設計を行う。
- 7 工事費用（税込み） 約335,000千円
遺構展示施設・管理棟、展望施設約3億2千万円
屋外外構（方形区画内） 約1.5千万円
（諸経費率については、監督職員と協議し決定すること。）
- 8 予定建築物用途等 用途
文化・交流・公益施設（平成31年国土交通省告示第98号別添二第12号第I類とする。）

	遺構展示施設	管理棟	展望施設
予定延べ面積（プロポーザルの提案により変更を可とする。）	約577.5㎡	約52.9㎡	約70㎡
予定主要構造	鉄骨造	鉄骨造	鉄骨造
予定階数	1階	1階	工作物
総敷地面積 （予定建築物等敷地）	5,211㎡（登記簿（施設台帳等）による面積。）		
耐震安全の分類	官庁施設の総合耐震計画基準の分類を準用し、分類は次のとおりとする。 ①構造体 II類		

	②建築非構造部材	B類
	③建築設備	乙類

9 設計条件等

下記の建築物について、すでに完了した基本設計を基に実施設計を行う。また、必要に応じて監督職員と協議の上、平成30年度に作成した基本設計内容を見直し、実施設計に反映すること。

遺構展示施設・管理棟、展望施設建設工事の基本方針

① 遺構展示施設の概要

約 577.5 m² 1階

遺構展示室 1室、（多目的室 2室 82.0 m²を含む）

○地下遺構の保存を図る基礎構造

- ・建物の基礎構造は、施設の地下に存在する方形区画内の大型建物等を確実に保存する仕様とする。

○良好な景観と環境整備等に係る技術提案

- ・遺跡や遺構を見せる施設としてふさわしい外観とデザインとし、景観的にも違和感のない施設を提案すること。
- ・史跡地は住宅街に囲まれている現状にあることから、周辺の住宅地に対して視覚的にも配慮した施設を提案すること。

○地域の交流をはぐくむ場

- ・地域住民・市民が交流をはぐくむ施設とするため、多目的に使用できるスペースを配置する。
- ・各種団体等と協働、連携し、体験学習や研修講座、企画会議や学校教育と連動した事業を展開できるスペースとする。
- ・歴史や文化財に関心をもつ来訪者だけではなく、関心のない一般の市民の方が施設に立ち寄り易い交流スペースを提案すること。

○方形区画の中の大型建物群等をリアルに伝える展示

- ・施設内部の床下に大型建物（SB-1柱穴）のレプリカ模型の展示を行い、強化ガラスを張り、伊勢遺跡の特徴である大型高床建物の大きさが現地で実感できる展示を行う。
- ・伊勢遺跡の大型建物のスケールをより実感させるため、レプリカ模型と連携するなか、柱の原寸大模型の部分展示や、効果的な映像設備（AR・VR・MR）、その他の手法を用いて展示計画を提案すること。

- ・大型建物（SB-1 柱穴）のレプリカ模型の展示スペースを提案すること。
 - ・遺構展示施設の外周ラインの一部と方形区画の柵を一体とし、大型建物が方形区画の中に配置されていることが感じられるよう柵の復元展示を行う。柵は安全管理の観点から、エントランスから視界を遮らない仕様とするとともに、奥行きのある遺跡の広がりを感じられるよう提案すること。
 - ・A 地区から B 地区、C 地区へ至る効果的な誘導動線を再検討し、その中での遺構展示施設の役割を明確化した提案を行うこと。
- 事業コストマネジメント、工程計画および適切な施工計画についての技術的方策
- ・建築コストの動向が不安定な状況下、また、史跡内の建築工事という条件のなかで、予算の範囲内および工期内の事業を完了するためのコストマネジメントや適切な配置、構法、設計計画についての具体的な技術提案。

②管理棟施設の概要

約 52.9 m² 1 階

- 事務室 1 室、倉庫 2 室、男子トイレ 1 室、女子トイレ室 1 室、多目的トイレ 1 室、その他、史跡公園を維持・管理するうえで必要な施設。
- 管理棟は遺構展示施設と一体化した仕様とし、トイレは隣接する住宅地に配慮し、位置を検討すること。

③展望施設の概要

約 70 m² 工作物 地上 6 m

- 展望施設
 - ・史跡全体の構成が視覚的に体感できる展望施設。
- 楼観のガイダンス
 - ・伊勢遺跡の構成がわかるよう AR 等による映像展示。
 - ・楼観の柱穴配置がわかる柱の半立体表示による明示。解説板を設置し、楼観遺構の解説を行うこと。
- 周辺住宅街への配慮
 - ・史跡周辺には新興住宅街が隣接することから、プライバ

シー保護のため、隣接する住宅地への視覚遮断と遺跡の北側・南側への展望を両立すること。

10 その他条件

- ①地中梁や柱脚などで地下遺構の損傷がないことを前提とし、独立基礎の移動・ねじれ・不同沈下などが生じない工法を採用すること。
- ②史跡周辺の住宅に対する景観に配慮するとともに、展示施設・展望施設とのバランスを考慮した仕様とすること。

11 業務の内容

業務は「守山市建築設計業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）に示す一般業務および追加業務とし、共通仕様書に記載されていない内容および範囲は次による。

(1) 一般業務の内容は、平成 31 年国土交通省告示第 98 号（以下「告示」という。）

別添一第 1 項に掲げるもののうち、次の範囲を除くものとする。

- ・告示別添一第 1 項、第一号及び第三号に掲げる業務

※なお、一般業務の内容には、次の資料作成等を含む。

- ・業務の履行にあたって、設計内容の説明等に用いる資料等、必要に応じて随時作成（簡易な透視図、模型、日影図および各種技術資料を含む。）
- ・業務の対象となる工事の実施に当たり法令上必要となる、各種申請に用いる資料の作成
- ・工事費概算書の作成
- ・透視図・模型等の説明資料の作成

(2) 追加業務の内容は次の (3) から (15) の内容とする。

(3) 方形区画内の外構設計

(4) 敷地の適応（法規制含む）および立地、各種法令上の制約、自然環境、社会環境、施工技術、経営採算等の諸条件の調査研究並びに企画、類似用途施設についての調査研究および基本計画の企画立案。

(5) 値入業務 2 回

(6) 模型の作成 1 /100 程度（方形区画内を対象とする）

(7) 透視図の作成 外観 2 枚 内観 1 枚 A 3 サイズ

(8) 省エネルギー関係計算書の作成および申請手続き

(9) 管理運営に関する助言および運営に必要な経費の算出

(10) 監督職員の都合その他条件等による変更等の処理

(11) 建設工期、仮設工事の計画図の作成

(12) 施工方法の立案検討

(13) 基礎形状決定のための調査（ボーリング調査および周辺の柱状図・別添仕様

書)

- (14) 各種法令手続等のための敷地の用地測量
- (15) 議会、関係機関等への説明資料作成、伊勢遺跡整備専門部会への出席及び説明。
- (16) その他監督職員が必要として指示するもの

12 適用基準

適用基準は次による。(国庫補助の要綱等。無い場合は共通仕様書による。)

共通仕様書別添 1

歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業費国庫補助要項

13 提出書類および提出部数等

(1) 提出書類

- ① 告示に掲げるもの
- ② 共通仕様書第2章第2(1)および(2)に係る検討書等
- ③ 共通仕様書第2章第2(3)に係る積算関係資料および工事費内訳明細書
- ④ 計画通知手続き、各種法令手続および申請、届出、許可等受理事務に係る関係官庁の発行する通知書等および各種申請書等の写し
- ⑤ 概略工程表
- ⑥ 工事施工に伴う仮設工事計画書および共通仮設費内訳書
- ⑦ 工事内容等に関する地元説明会資料および関係機関への説明会資料
- ⑧ 10-(3) から (16) に係る成果物
- ⑨ 設計に伴う関係官庁との協議結果
- ⑩ 打ち合わせ記録簿
- ⑪ 監督職員が指示する現場説明図書
- ⑫ その他監督職員が必要として指示するもの。

(2) 提出部数等

上記(1)に示す書類毎に次に示す部数とする。

① 下表のとおり

図書名		サイズ	部数
図面に関するもの	設計原図	A 1	1
	製本図書(ソフト緑表紙黒文字)	A 1	2
	縮小製本図書(ソフト緑表紙黒文字)	A 3	3
	白焼き	A 3	3

計画通知手続き、各種法令手続および申請、届出、許可等受理事務手続き等に
必要な書類については必要部数

② 2部

③ 3部 (打合せに必要な内訳書(案)は必要部数)

④ 1部

⑤ 2部

⑥ 2部

⑦ 監督職員が必要として指示する部数

⑧ 2部

⑨ 2部

⑩ 1部

⑪ 監督職員が必要として指示する部数

⑫ 監督職員が必要として指示する部数

14 設計図書の作成要領

(1) 設計図書等の作成にあたっては、出来得る限り重複表現を避け、不明確な箇所がないよう注意する。補助対象・対象外について区別し明示する。

15 貸与資料

貸与資料は次に掲げるものとする。

① 伊勢遺跡現況測量業務(1/500CADデータ)

② 史跡伊勢遺跡整備基本計画書

③ 史跡伊勢遺跡整備基本設計書(平面・断面・横断図CADデータ)

④ 史跡伊勢遺跡実施設計書(造成工事にかかる平面・断面・横断図CADデータ)

16 留意事項等

(1) 業務は、関係法令、各種基準等によって行うこと。

(2) 実施設計に先立ち次の図書を提出し、事前に監督職員の承認を受けること。

・配置図、平面図、立面図、主要断面図、仕上表、工事費概算調書、構造計画書、設備計画書、法令等の適用整理票

(3) パソコン等を利用する場合は、記録媒体としてCD等も納入するものとし、そのプログラム等については、事前に監督職員と協議を行う。

(4) CAD使用の場合はすべての図面データをDXF形式またはJWCAD形式にてCD等に保存したものも提出すること。

(5) 県が定める「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」に基づいた施設であること。

(6) 「滋賀県建築基準条例」に留意すること。

(7) 「守山市景観条例」に基づいた施設であること。

(8) 設計にあたり、設計建物に対する障害物(地中埋設物等)、給排水、電気、ガス等の供給施設の調査、関係機関との打合せを十分に行い、その結果を記録し報告すること。

(9) 業務の実施にあたっては担当課および関係機関と十分打合せを行うこと。

- (10) 打合せや協議後、速やかに打合せ簿を作成し、監督職員の確認を受けてから保管するものとし、求められたときは速やかに提出すること。
- (11) 受託者は業務の内容について疑義がある場合、速やかに監督職員の指示を受けなければならない。
- (12) 環境や省エネルギー等並びに維持管理の面についても十分に配慮し、適切な設計を行うこと。なお、対応事項は、要点を文書で提出すること。
- (13) 建築、電気、機械設備等の各設計において、相互の調整を図り、整合のとれた内容とすること。
- (14) 設計にあたっては、現地を十分調査し、設計内容と整合させること。
- (15) 工事費内訳明細書については次による。なお、土木発注分については、土木設計業務等共通仕様書（滋賀県土木交通部）第 1201 条から第 1211 条による。
- ①数量公開用積算内訳明細書（金抜き）および受託者算出の積算内訳明細書（金入り）を作成する
 - ②建築工事については「公共建築工事積算基準」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）、「建築数量積算基準・解説」（建築積算研究会）、設備工事については「建築設備数量積算基準・同解説」（（財）建築コスト管理システム研究所）にもとづいて積算した数量とする。
 - ③使用する単価は発注時期直近のものとし、必要に応じ単価の入替えを行う。
 - ④資材価格等決定順位等は「守山市建築工事に係る設計積算に関する取扱」による。
- (16) 展示施設・管理棟を設置する方形区画内（約 2,100 m²）の外構工事については土木発注とすることから、その設計においては土木設計業務等共通仕様書（滋賀県土木交通部）第 1102 条、第 1107 条から第 1108 条、第 1115 条から第 1117 条、第 1201 条から第 1211 条を準拠し行うこと。この場合、同仕様書中「滋賀県土木交通部」および「滋賀県」については「守山市」と読み替え、「滋賀県知事」については「守山市長」と読み替える。また、「契約書」は「測量・設計業務等委託契約書書式（滋賀県）」と読みかえる。なお、第 1107 条の 2 に係る別表については、業務 C とし、部門は造園（国土交通省建設コンサルタント登録規定による道路、造園等）とする。
- (17) 工事着手後に設計内容に疑義等が生じた場合は、監督職員または工事監理業務受託者と協力し、積極的に解決に努めること。
- (18) この仕様書以外に、監督職員が指示する事項は、その指示に従うこと。